

産後のお母さんをサポートします！

石川町産後ケア事業のご案内

●産後ケア事業とは

産後、体調の回復や育児について不安のあるお母さんとそのお子さんが、助産所等の施設において、宿泊または日帰りで母子のケアや育児のサポートを受けることができる事業です。



1 利用できる方

石川町に住所を有する産婦（お母さん）と生後6か月以内の乳児（お子さん）で、下記のいずれかにあてはまる方

- （1）産後、体調の回復に不安のある方
- （2）育児の不安があり、育児に関する指導を必要とする方
- （3）産後の経過に応じた休養や育児のサポートが受けられない方

※出産に係る入院中の方、医療行為の必要な方は利用できません。

2 ケア内容

利用中は母子の体調にあわせ、下記のサービスを受けることができます。

- （1）産婦（お母さん）へのケア（健康状態のチェック、母乳ケア）
- （2）乳児（お子さん）へのケア（健康状態、発育、発達、体重、栄養等のチェック）
- （3）育児のサポート（授乳指導、沐浴指導、育児相談）

3 利用期間

- （1）宿泊ケア（宿泊入所によりケアを受ける場合） 原則6泊7日まで
- （2）日帰りケア（日帰り通所によりケアを受ける場合） 原則7日まで

4 利用者負担金

		利用者負担金		
		単胎の場合	双胎の場合	当日キャンセルの場合
日帰りケア（1回）		1,600円	1,600円	3,500円
宿泊ケア	（1泊2日）	6,800円	7,000円	5,000円
	（1日ごと加算）	4,800円	5,000円	

※利用料金の1割が利用者負担となります。上記金額を利用時に施設へお支払ください。

※利用前日までに連絡なく、利用者の都合により当日キャンセルとなった場合は、キャンセル料が発生します。キャンセル料については、全額利用者負担となります。

※生活保護世帯に属する方の利用者負担金は免除されます。（キャンセル料を除く）

5 利用方法

(1) 利用の申請

事前に申請が必要です。利用を希望する場合、「産後ケア事業利用申請書」に記入し、石川町子育て世代包括支援センターすくサポ（保健センター内）に申請してください。その際に保健師が困りごと等をお聞きします。

※産婦本人の来所が難しい場合は、まずお電話にてご相談ください。本人に代わってご家族からの申請も可能です。

※申請の際は、母子健康手帳、印鑑を持参ください。「産後ケア事業利用申請書」は、センターに置いてあります。

(2) 利用の決定

申請受付後、「産後ケア事業利用承認（不承認）通知書」を送付します。

※施設との調整は町が行ないます。施設の空き状況等により、ご希望どおりに利用できない場合があります。

(3) 利用

利用決定施設に「産後ケア事業利用承認通知書」を提示し、産後ケアをお受けください。利用者負担金は、各施設にお支払いください。

※利用時準備するものは、各施設により異なりますので、事前にご確認ください。

※利用決定後にキャンセル、変更がある場合は利用前日までにご連絡ください。利用者の都合による当日キャンセルとなった場合は、キャンセル料が発生します。

6 実施施設一覧

施設名	所在地	電話番号	宿泊	日帰り
会津助産師の家“おひさま”	猪苗代町	0242-85-8303	○	○
中嶋助産院	南会津町	0241-62-0445	○	○
かしわ助産院	西郷村	0248-21-5386	○	○
すかがわ助産院きずな	須賀川市	090-8783-1162	○	○
ふくしま助産所	福島市	024-572-3766		○
こみゅーん助産院	いわき市	080-2837-7588		○
もみじ助産院	郡山市	024-955-3023		○
相馬助産所	相馬市	0244-35-0192		○

※この一覧は平成30年4月時点のものです。変更・追加されることがあります。

【お申込み・問い合わせ先】

石川町子育て世代包括支援センター『すくサポ』

住所：〒963-7863 石川町字渡里沢37-5 石川町保健センター内

電話：0247-26-8416

受付時間：月～金（祝祭日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分